

## 議案第 23 号

甲府市附属機関設置条例制定について  
甲府市附属機関設置条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市附属機関設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担当事務)

第 2 条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関として、別表第 1 に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の担任する事務欄に掲げるとおりとする。

2 市長等は、必要があると認めるときは、その附属機関として、別表第 2 に掲げる機関を置くことができる。この場合において、その機関の担任する事務は、同表の担任する事務欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第 3 条 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数及び任期は、別表第 1 及び別表第 2 の委員の定数欄及び委員の任期欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて適当と認める者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

3 附属機関が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことがで

きる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別表第1及び別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この条例の施行の日、第3条第2項の規定により別表第1及び別表第2に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中9の4の項を9の6の項とし、9の3の項を9の5の項とし、9の2の項を9の4の項とし、9の項の次に次の2項を加える。

9の2	甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円
9の3	甲府市公共事業評価委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

別表中20の9の項の次に次の3項を加える。

20の10	甲府市予防接種健康被害調査委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円
20の11	甲府市老人ホーム入所判定委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

20の12	甲府市介護サービス指定候補 事業者選定委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

別表中35の項の次に次の1項を加える。

35の2	市立甲府病院経営協議会	会長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

別表中36の項の次に次の2項を加える。

36の2	甲府市いじめ防止連携会議	会長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円
36の3	甲府市立小中学校結核対策委 員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

別表第1（第2条、第3条関係）

番号	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
1	甲府市公共事業評価委員会	公共事業の評価に関する事項の調査及び審議に関すること。	6人以内	2年
2	甲府市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホームへの入所措置の要否の判定についての審査に関すること。	6人以内	2年
3	甲府市介護サービス指定候補事業者選定委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス事業及び介護予防サービス事業の運営についての調査及び審議に関すること。	7人以内	2年
4	市立甲府病院経営協議会	市立甲府病院のあり方についての調査及び審議に関すること。	9人以内	2年
5	甲府市いじめ防止連携会議	いじめの防止等に係る機関及び団体の連携に係る協議に関すること。	20人以内	1年
6	甲府市立小中学校結核対策委員会	市立小学校及び中学校における結核対策についての調査及び審議に関すること。	9人以内	2年

別表第2（第2条、第3条関係）

番号	附属機関	担任する事務	委員の定数	委員の任期
1	甲府市公の施設に係る指定管理者の候補者選定委員会	公の施設の指定管理者の候補者の選定等に関する事項についての調査及び審議に関すること。	6人以内	当該選定等に係る期間
2	甲府市予防接種健康被害調査委員会	定期予防接種により発生した健康被害等に関する事項についての調査及び審議に関すること。	5人	当該調査等に係る期間

提案理由

地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関の設置に関し、必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。